目次

第１章　総則 1
第１条（約款の適用） 1
第２条（約款の変更） 1
第３条（用語の定義） 1
第４条（基本サービスの内容） 3
第５条（オプションサービス種目） 5
第６条（提供区域） 5
第７条（利用契約の単位と期間） 5
第８条（申し込みの承諾） 5
第９条（回線識別番号） 6
第 10 条（加入者が行う基本サービス提供の一時中断） 6
第２章　サービスについて 6
第 11 条（加入者の維持責任） 6
第 12 条（加入者の切分責任） 6
第 13 条（修理または復旧） 6
第 14 条（修理または復旧の場合の暫定措置） 7
第 15 条（回線識別番号その他の情報の登録等） 7
第 16 条（ＳＩＭカードの管理責任） 7
第 17 条（電波伝播条件による通信場所の制約） 7
第 18 条（通信速度） 7
第 19 条（インターネット接続サービスの利用） 8
第 20 条（通信利用の制限） 8
第 21 条（通信の利用を制限する措置） 8
第 22 条（国際通話および国際ローミングの利用を制限する措置） 9
第 23 条（端末設備に異常がある場合等の検査） 9
第 24 条（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査） 9
第 25 条（端末設備および自営電気通信設備が適合すべき技術基準等） 9
第 26 条（端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い） 10
第 27 条（端末設備の電波法に基づく検査） 10
第 28 条（自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い） 10
第 29 条（自営電気通信設備の電波法に基づく検査） 10
第 30 条（危険ＳＭＳ拒否設定と免責事項） 10
第３章　雑則 10
第 31 条（通信の秘密） 10
第 32 条（サイバー攻撃への対処） 11

第 33 条（機密保持）.....11
第 34 条（禁止事項）.....11
第 35 条（情報の削除等）..... 13
第 36 条（著作権等）..... 13
第 37 条（損害賠償の免責および特約事項）..... 13
付則..... 14

イッツコム ＳＩＭ（法人）契約約款

第１章　総則

第１条（約款の適用）

イッツ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号、以下「事業法」といいます。）およびその他の法令に従うとともに、当社の定めるイッツコム法人サービス契約約款（以下「共通約款」といいます。）およびイッツコム ＳＩＭ（法人）契約約款（以下「基本サービス約款」といいます。）に基づき、イッツコム ＳＩＭ（以下「基本サービス」といいます。）を提供するものとします。

第２条（約款の変更）

当社は、次条（用語の定義）に定める加入者の同意を得ることなく基本サービス約款を変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の基本サービス約款によるものとします。

２.基本サービス約款を変更する場合、当社は可能な限り事前に、当該変更により影響を受ける加入者に対し、当社の定める方法により告知するものとします。

第３条（用語の定義）

基本サービス約款において使用する用語は、次の意味で使用します。

用語	用語の意味
申込者	基本サービスの利用申し込みをする法人、または当社が認める個人
加入者	当社と利用契約を締結している法人、または当社が認める個人
利用者	加入者が締結した利用契約に基づいて、基本サービスを利用する者
利用契約	当社から基本サービスの提供を受けるための契約
回線提供事業者	株式会社ＮＴＴドコモ（以下「ドコモ」といいます。）、ＫＤＤＩ株式会社（以下「ＫＤＤＩ」といいます。）および株式会社インターネットイニシアティブ（以下「ＩＩＪ」といいます。）の総称
電気通信	有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響または映像を送り、伝え、または受けること
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路、その他の電気的設備
電気通信回線	加入者が電気通信事業者（事業法第９条の登録を受けた者をいいます。）から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備および、これと一体として設置される交換設備ならびにこれらの付属設備
電気通信サービス	電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することを目的とするサービス
無線基地局設備	端末との間で電波を送り、または受けるための回線提供事業者の電気通信設備
加入者回線	基本サービス約款に基づいて無線基地局設備と加入者が指定する端末との間に設定される電気通信回線
加入者回線等	加入者回線および加入者回線にパケット通信網を介して接続される電気通信網であって、当社または回線提供事業者が必要に応じ設置する電気通信設備
端末設備	加入者回線の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区

用語	用語の意味
	域内を含みます。）または同一の建物内であるもの
自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
インターネット接続サービス	パケット通信モードの利用によりインターネットへの接続を可能とする電気通信サービス
ドコモ通信網	ドコモが提供する移動無線通信に係る通信網を使用して行う電気通信サービス
ＫＤＤＩ通信網	ＫＤＤＩが提供する移動無線通信に係る通信網を使用して行う電気通信サービス
機器	基本サービスの利用にあたって使用するＳＩＭカード、端末および付属品の総称
イッツコム ＳＩＭ	ドコモ通信網、ＫＤＤＩ通信網を使用して行う電気通信サービスであって、当社が提供するサービス
端末	基本サービス約款に基づいて、陸上（河川、湖沼およびわが国の沿岸の海域を含みます。)において使用されるアンテナおよび無線送受信装置
回線識別番号	加入者回線を識別するための各種識別番号
ＳＩＭカード	回線識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、当社が基本サービスの提供のために加入者に貸与するＩＣカード
ｅＳＩＭ	回線識別番号等を記録することができる端末機器内部の領域であって、当社が基本サービスの提供のために当社が貸与する登録情報
契約データ容量	契約に定めた１ヵ月間で通常利用可能なデータ通信容量のこと
シングル	ＳＩＭカード１枚に対して、データ容量を定めること
シェア	複数のＳＩＭカードに対して、使用可能なデータ容量合計値を定めて共用すること
追加クーポン	契約データ容量の以外に、当月または３ヵ月有効なデータ容量の追加を行うことができること
IP アドレス付与オプション	１ＳＩＭに対して、１つの固定 IP アドレスを定めること
上り優先オプション	端末からネットワーク側に対しての通信速度の高速化を優先的に行うこと
一時中断	回線識別番号を他に転用することなく基本サービスを一時的に利用できないようにすること
料金等	サービスに関し、加入者が当社に対し支払うべきイッツコム法人サービス料金表に定める対価等
ユニバーサルサービス料	料金等のうち、事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金および負担金算定等規則（平成 14 年６月 19 日総務省令第 64 号）により算出された額に基づいて当社が定める料金のこと
電話リレーサービス料	料金等のうち､「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」（令和 2 年法律第 53 号）に基づき、電話リレーサービスの提供を確保するために必要な費用について、電話番号（020 からはじまる番号は除く）に応じて算出された額に基づいて当社が定める料金のこと

用語	用語の意味
番号ポータビリティ	MNP（Mobile Number Portability）携帯電話・PHSの利用者が携帯会社を変更した場合に、電話番号はそのままで変更後の携帯会社のサービスを利用できる仕組み
通知	特定の相手に個別に情報を伝えること
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

第４条（基本サービスの内容）

当社は、回線提供事業者が提供するドコモ通信網またはＫＤＤＩ通信網を介してイッツコムＳＩＭを利用して音声通話またはデータ通信を行う電気通信サービスを提供するものとします。

２．基本サービスで提供するサービス品目は、次の（１）～（４）の通りとします。ただし、ドコモ通信網では音声プランまたはデータ専用プランを、ＫＤＤＩ通信網では音声プランのみを提供するものとします。

（１）音声プラン

プラン	データ容量	提供形態
音声プラン	０GB	シングル
	３GB	シングル
	６GB	シングル
	10GB	シングル
	20GB	シングル
	30GB	シングル
	50GB	シングル

（２）データ専用プラン

プラン	データ容量	提供形態
データ専用プラン	１GB	シングル、シェア
	２GB	シングル、シェア
	３GB	シングル、シェア
	４GB	シングル、シェア
	５GB	シングル、シェア
	６GB	シングル、シェア
	７GB	シングル、シェア
	８GB	シングル、シェア
	９GB	シングル、シェア
	10GB	シングル、シェア
	12GB	シングル、シェア
	15GB	シングル、シェア
	20GB	シングル、シェア
	30GB	シングル、シェア

プラン	データ容量	提供形態
	40GB	シングル、シェア
	50GB	シングル、シェア

（３）POCKETALK 専用プラン
（４）IoT プラン

３．前項のサービス品目を利用する場合、次の標準機能を利用することができるものとします。
（１）音声プラン
インターネット通信規格（プロトコル）による以下標準機能に定める相互通信が利用できるものとします。

標準機能
音声通話（国際通話、国際ローミングを含みます。）、データ通信（ＳＭＳ送信を含みます。）

※緊急地震速報や J-ALERT 等は、使用する端末によっては利用できない場合があります。

（２）データ専用プラン
インターネット通信規格（プロトコル）による相互通信が利用できるものとします。

標準機能
データ通信

なお、シェアで利用できるＳＩＭカードの枚数は以下のとおりとします。
１GB～３GB　　：３枚まで
４GB 以上　　：10 枚まで
※緊急地震速報や J-ALERT 等は、使用する端末によっては利用できない場合があります。

（３）POCKETALK 専用プラン
POCKETALK デバイスレンタルサービス規約に定める POCKETALK デバイスもしくは、当社より販売する POCKETALK デバイスとＳＩＭカードを組み合わせて利用するプランであり、インターネット通信規格（プロトコル）による相互通信が利用できるものとします。

（４）IoT プラン
データ容量については、１GB 以上の容量を１GB 単位で任意に設定することができます。
シェアできる枚数は任意に設定することができます。
契約データ容量を超過した場合、高速通信がそのまま利用できますが、超過通信料が発生します。

４．前項第１号において、音声プランには次のコースがあります。
（１）基本コース
通話時間により料金表に定める通話料がかかります
（２）10 分かけ放題コース
回数にかかわらず、一部を除き、国内通話に限り通話時間 10 分以内の料金はかかりません。通話時間が 10 分以上の場合、ならびに国際通話または国際ローミングの場合は、料金表に定める通話料がかかります

５．第２項のサービス品目は、次のいずれかのＳＩＭカードを利用するものとします。ただし、当社より提供するＳＩＭカードの種類は、当社にて別途サービス品目ごとに指定するものとします。また、当社が特に必要と認めた場合は、当社は加入者にｅＳＩＭを発行することができるものとします。
（１）標準 ＳＩＭ

（２）micro ＳＩＭ
（３）nano ＳＩＭ
（４）マルチＳＩＭ

６．加入者は、利用開始後にＳＩＭカードのサイズを変更する場合は、当社に所定のＳＩＭカード交換手数料を支払うものとします。

７．基本サービスの提供に際し、加入者は、５Ｇ通信機能を持つ端末を使用することができます。ただし、５Ｇ通信の利用には利用申し込みが必要です。なお、５Ｇ通信の利用申し込みをして５Ｇ端末を使用する場合は、３Ｇサービスの利用はできません。

８．当社は、サービス品目の内容を変更することがあります。この場合、当社は、当社の定める方法により告知するものとします。

第５条（オプションサービス種目）

基本サービスで提供するオプションサービスのサービス種目（以下「オプションサービス種目」といいます。）は、次の通りとします。

オプションサービス種目
留守番電話、当月有効追加クーポン（１GB）、３ヵ月有効追加クーポン（100MB）、IP アドレス付与オプション、上り優先オプション

２．留守番電話は、音声プランご契約の場合のみ利用できるものとします。また、加入者により当社が定める方法で申し込みのあった日よりご利用開始までに最大６日間かかります。なお、ご利用開始当月内の解約はできません。

３．IP アドレス付与オプションと上り優先オプションは IoT プランをご契約の場合のみ利用できるものとします。

４．IP アドレス付与オプションは、１つのＳＩＭについて１つ設定することができます。

５．上り優先オプションは、シングルのデータ専用プランのみに設定することができます。

６．当社は、オプションサービス種目の内容を変更することがあります。この場合、当社は、当社の定める方法により告知するものとします。

第６条（提供区域）

基本サービスの提供区域は、ドコモ通信網の場合はドコモが提供する 5G、3G(FOMA サービス)および LTE(Xi サービス)の提供区域、ＫＤＤＩ通信網の場合はＫＤＤＩが提供する 5G および LTE サービスの提供区域に準ずるものとします。

２．前項にかかわらず、利用契約を申し込む場合に限り、申込者および利用者の住所または所在地は、当社が特に認める場合を除き、当社が別途定めるサービスエリアに限られるものとします。

第７条（利用契約の単位と期間）

当社は、次の通り回線識別番号１番号ごとに、１件の利用契約を締結するものとします。ただし、基本サービスにおいてシェアに加入した加入者は、複数の回線識別番号をまとめて、当社と利用契約を締結することができます。

２．契約期間は、サービス品目ごとに対して定めるものとします。ＳＩＭカードについては、共通約款第８条（利用契約の成立と利用開始日）に定めるサービス品目の利用開始日が属する月（以下「利用開始月」といいます。）の翌月から１ヵ月間とします。

３．すべてのプランのＳＩＭついて、契約期間満了の３週間前までに当社、加入者いずれからも当社指定の方法により何等の意思表示もない場合には、引き続き１ヵ月間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

第８条（申し込みの承諾）

当社は、利用契約の申し込みがあったときは、原則として受け付けた順序に従って承諾するも

のとします。
２．前項の規定にかかわらず、当社は、通信の取り扱い上余裕がないときは、その申し込みの承諾を延期することがあります。

第９条（回線識別番号）
回線識別番号は、加入者回線ごとに当社が定めるものとします。
２．当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、回線識別番号を変更することがあります。
３．前項の規定により、回線識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを加入者に通知するものとします。
４．加入者は、番号ポータビリティによる申し込みを希望する場合、その旨を当社に通知するものとします。番号ポータビリティの契約者情報および本人確認書類に記載された情報が一致しない場合、番号ポータビリティの申し込みを承諾しない場合があります。

第 10 条（加入者が行う基本サービス提供の一時中断）
当社は、加入者からＳＩＭカードの盗難・紛失その他の事由により基本サービス提供の一時中断の請求があったときは、当社所定の方法により行うものとします。
２．前項に基づき、一時中断を受けた加入者が、当該一時中断の解除を請求する場合は、当社所定の方法により行うものとします。
３．加入者は、一時中断を行った場合も、その期間中継続して料金等を支払うものとします。
４．一時中断および一時中断解除の手続きは、請求を受けてから一定期間後に完了します。なお、当該一時中断の請求後、手続き完了までに生じた料金等は、加入者による利用であるか否かに関わらず、加入者の負担とします。

第２章　サービスについて

第 11 条（加入者の維持責任）
加入者は、端末設備または自営電気通信設備を、技術基準および技術的条件（昭和 60 年郵政省令第 31 号）等に適合するよう維持するものとします。
２．前項の規定のほか、加入者は、端末を、無線設備規則に適合するよう維持するものとします。
３．本条の規定に違反した場合、基本サービスの提供を停止することがあります。

第 12 条（加入者の切分責任）
加入者は、端末設備または自営電気通信設備が加入者回線に接続されている場合であって、加入者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をするものとします。

第 13 条（修理または復旧）
当社は、当社の提供した電気通信設備が故障または滅失した場合において、その全部を修理し、または復旧することができないときは、第 20 条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従って同条第１項に規定する機関の電気通信設備を修理し、または復旧するものとします。

順位	修理または復旧する電気通信設備
1	気象機関に提供されるもの 水防機関に提供されるもの 消防機関に提供されるもの 災害救助機関に提供されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に提供されるもの

順位	修理または復旧する電気通信設備
	防衛に直接関係がある機関に提供されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に提供されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に提供されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に提供されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの
２	水道の供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの ガスの供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの 選挙管理機関に提供されるもの 新聞社等の機関に提供されるもの 金融機関に提供されるもの その他重要通信を取り扱う国または地方公共団体の機関に提供されるもの （第１順位となるものを除きます。）
３	第１順位および第２順位に該当しないもの

２．当社または回線提供事業者の電気通信設備が故障し、または滅失した場合は、速やかに修理し、または復旧するものとします。

第 14 条（修理または復旧の場合の暫定措置）

当社は、当社または回線提供事業者の電気通信設備を修理または復旧するときは、一時的にその回線識別番号を変更することがあります。

第 15 条（回線識別番号その他の情報の登録等）

当社は、当社の貸与するＳＩＭカードに回線識別番号その他の情報の登録等を行います。

２．当社は、前項の規定によるほか、第９条（回線識別番号）第２項または前条（修理または復旧の場合の暫定措置）の規定により回線識別番号を変更する場合は回線識別番号等の登録を行います。

第 16 条（ＳＩＭカードの管理責任）

ＳＩＭカードの貸与を受けている加入者は、そのＳＩＭカードを善良な管理者の注意をもって管理するものとします。

２．ＳＩＭカードの貸与を受けている加入者は、ＳＩＭカードについて盗難にあった場合、紛失した場合または毀損した場合は、速やかに当社に届け出るものとします。

３．当社は、第三者がＳＩＭカードを利用した場合であっても、そのＳＩＭカードの貸与を受けている加入者が利用したものとみなします。

４．当社は、ＳＩＭカードの盗難、紛失または毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。

第 17 条（電波伝播条件による通信場所の制約）

加入者回線との間の通信は、第６条（提供区域）に定める提供区域内に限り行うことができるものとします。ただし、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

第 18 条（通信速度）

基本サービスにおける通信速度は、接続状況、加入者が使用する通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化するものであることを、加入者はあらかじめ承諾するものとします。

２．基本サービスはベストエフォート型通信サービスであり、当社は通信速度を保証しません。ネットワーク区間における技術的な制約により通信速度が制限される場合があり、当社はその速度を保証しません。

３．加入者が料金表で規定する１ヵ月間で利用可能な通信容量（前月からの繰り越し分を含みま

す。）を超過した場合、当社は通信速度を制限する場合があるものとします。
４．前項に基づき、データ専用プランおよび音声 SIM プランで通信容量を超過した場合、低速通信時の速度となります。
５．POCKETALK 専用プランおよび IoT プランは前月からの繰り越しはできないものとします。また、シェアプランについては別途当社が定める場合のみ繰り越しができるものとします。
６．IoT プランは、利用契約に定める所定の契約データ容量を超過した場合、第３項に関わらず高速通信を引き続き利用可能ですが、超過通信料が発生するものとします。
７．その他、ご利用状況により通信速度を制限する場合があります。

第 19 条（インターネット接続サービスの利用）
加入者は、インターネット接続サービスを利用することができます。
２．当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、当社の責に帰すべき事由を除き、一切の責任を負わないものとします。

第 20 条（通信利用の制限）
当社または回線提供事業者は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなった場合は、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「事業法施行規則」といいます。）第 55 条および第 56 条に規定された公共の利益のために優先的に取り扱われる通信を確保するため、次に掲げる機関以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。この場合、当社は、基本サービスの提供を休止することがあります。

機関名
・気象機関 ・水防機関 ・消防機関 ・災害救助機関 ・秩序の維持に直接関係がある機関 ・防衛に直接関係がある機関 ・海上の保安に直接関係がある機関 ・輸送の確保に直接関係がある機関 ・通信役務の提供に直接関係がある機関 ・電力の供給の確保に直接関係がある機関 ・水道の供給の確保に直接関係がある機関 ・ガスの供給の確保に直接関係がある機関 ・選挙管理機関 ・新聞社等の機関 ・金融機関 ・その他重要通信を取り扱う国または地方公共団体の機関

第 21 条（通信の利用を制限する措置）
前条（通信利用の制限）の規定による場合のほか、当社または回線提供事業者は、加入者に事前に通知することなく次の通信利用の制限を行うことがあります。
（１）通信が著しく輻輳する場合に、通信時間または特定地域の加入者回線等への通信の利用を制限すること
（２）パケット通信を行うために設定された加入者回線を一定時間以上継続して保留し当社または回線提供事業者の電気通信設備を占有する等、その通信が基本サービスの提供に支障をおよぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること
（３）特定の加入者回線に一定期間内に大量または多数の通信があったと当社が認めた場合において、当該加入者回線からの通信の利用を制限または中止すること
（４）加入者が、約款に定める禁止事項に規定する禁止行為を行った場合に、その通信の切断

または制限を行うこと

２．前項の規定により、当社が基本サービスを制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合は、当社は、基本サービスの提供を停止または休止することがあります。また、共通約款第６条（利用契約の単位と有効期間）第３項の規定に関わらず、利用契約を解除することができるものとします。

３．前二項の規定により、当社が基本サービスの提供を停止、休止、または利用契約を解除する場合は、当社は可能な限り事前に当社の定める方法により加入者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 22 条（国際通話および国際ローミングの利用を制限する措置）

国際通話および国際ローミングの利用を制限するための利用停止目安額は、料金表に定めるものとし、加入者は、当該利用停止目安額は変更することはできないものとします。

２．前項にかかわらず、当社のサービス運用上の都合により、本利用停止目安額を超過しても直ちに利用停止できない場合があります。その場合、利用停止を実施する日時にかかわらず、当社は当該超過した料金を減免しないものとします。

３．加入者の平均的な利用実績または利用実績と比較して著しく高額である場合、当社は加入者の利用状況の確認をすることがあります。なお、加入者の確認が取れない場合、利用の回線を一時的に停止することがあります。

第 23 条（端末設備に異常がある場合等の検査）

当社は、加入者回線に接続されている端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、加入者に、その端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、加入者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第２項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾するものとします。

２．当社の係員は、第１項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

３．加入者は、第１項の検査を行った結果、端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、加入者回線へのその端末設備の接続を取りやめるものとします。

４．本条の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだ場合、またはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない端末設備を当社の電気通信設備から取り外さなかった場合は、基本サービスの提供を停止することがあります。

第 24 条（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）

加入者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、前条（端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱うものとします。

２．本条の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだ場合、またはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営電気通信設備を当社の電気通信設備から取り外さなかった場合は、基本サービスの提供を停止することがあります。

第 25 条（端末設備および自営電気通信設備が適合すべき技術基準等）

端末設備および自営電気通信設備が適合すべき技術基準等については、以下に定める規則によるものとします。

技術基準等
端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）

２．本条に規定する技術基準等に適合していると認められない端末設備もしくは自営電気通信設備の加入者回線への接続を取りやめなかった場合、基本サービスの提供を停止することがあります。

第 26 条（端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い）
加入者は、加入者回線に接続されている端末について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）の規定に基づき、回線提供事業者が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その端末設備の使用を停止して、無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）に適合するよう修理等を行うものとします。
２．当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、加入者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾するものとします。
３．加入者は、前項の検査等の結果、端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、加入者回線へのその端末設備の接続を中止するものとします。
４．本条の規定に違反した場合、基本サービスの提供を停止することがあります。

第 27 条（端末設備の電波法に基づく検査）
前条（端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い）に規定する検査のほか、端末の電波法に基づく検査を受ける場合の取り扱いについては、前条（端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い）第２項および第３項の規定に準ずるものとします。
２．本条の規定に違反した場合、基本サービスの提供を停止することがあります。

第 28 条（自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い）
端末について、臨時に電波発射の停止命令があった場合の取り扱いについては、第 26 条（端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い）の規定に準ずるものとします。
２．本条の規定に違反した場合、基本サービスの提供を停止することがあります。

第 29 条（自営電気通信設備の電波法に基づく検査）
端末の電波法に基づく検査を受ける場合の取り扱いについては、第 27 条（端末設備の電波法に基づく検査）の規定に準ずるものとします。
２．本条の規定に違反した場合、基本サービスの提供を停止することがあります。

第 30 条（危険ＳＭＳ拒否設定と免責事項）
加入者は、イッツコム スマホ（イッツコム ＳＩＭ 音声プラン）において、ドコモまたはＫＤＤＩが提供する危険ＳＭＳ拒否設定（フィッシング詐欺等対策を目的として、ドコモまたはＫＤＤＩによって判定された危険なＳＭＳを自動で拒否する機能を提供するもの）が適用されることについて、あらかじめ同意するものとします。ただし、加入者は、危険ＳＭＳ拒否設定の適用後、別途当社が定める方法により、設定の適用を任意で変更することが可能です。
２．危険ＳＭＳ拒否設定の利用には、以下の条件が適用されます。
（１）イッツコム スマホ（イッツコム ＳＩＭ 音声プラン）の利用開始日に自動適用されます。
（２）ドコモ通信網では、「ＳＭＳ一括拒否」および「個別番号受信」の設定と併用することはできません。
３．当社は、危険ＳＭＳの判定精度のほか、危険ＳＭＳ拒否設定の完全性、正確性、適用性、有用性等に関し、いかなる保証もするものではなく、その利用によるＳＭＳの損失等、危険ＳＭＳ拒否設定を利用する加入者および第三者の損害について、当社の責に帰すべき事由を除き、責任を負わないものとします。

第３章　雑則

第 31 条（通信の秘密）
当社は、事業法第４条に基づき、加入者の通信の秘密を守るものとします。
２．当社は、刑事訴訟法第 218 条（令状による差し押え・捜索・検証）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負

わないものとします。
３．当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第１項の規定にかかわらず加入者の通信の照会に応じることができるものとします。

第 32 条（サイバー攻撃への対処）
当社は、当社または加入者の電気通信設備に対するサイバー攻撃へ対処を行うため、次に掲げる事項の全部または一部を実施することができるものとします。ただし、かかる措置の実施が法令上許容される場合に限ります。
（１）国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成 11 年法律第 162 号）に基づき国立研究開発情報通信研究機構が行う特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、同機構が行う、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（情報通信ネットワークまたは電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じた電子計算機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信により行われるサイバー攻撃をいいます。以下本条において同じとします。）のおそれへの対処を求める通知に基づき、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備のＩＰアドレスおよびタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うこと。
（２）加入者が、 C&C サーバ等のサイバー攻撃に用いられるサーバと通信することを遮断するために、 DNS サーバへの名前解決要求の際のクエリログその他関連する通信記録を自動的に検知すること。なお、加入者は、基本サービスを利用している間いつでも、加入者の選択により、かかる検知および遮断が行われない設定に変更できるものとします。

第 33 条（機密保持）
加入者および当社は、基本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、利用契約終了後といえども相手方の同意なしに第三者に開示、提供しないものとします。
２．当社は、刑事訴訟法第 218 条（令状による差し押え・捜索・検証）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
３．当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第１項の規定にかかわらず、機密情報の照会に応じることができるものとします。
４．当社は、第１項の規定にかかわらず、当社と秘密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者等に、当社が業務上必要な加入者の機密情報を提供することがあります。

第 34 条（禁止事項）
加入者は、基本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行うことができないものとします。
（１）機器および施設の改変行為
①当社から貸与した機器を譲渡、質入れ、転貸する、またはそのおそれのある行為
②当社から貸与した機器または当社施設を変更、分解、改変または付加物等を取り付ける、またはそのおそれのある行為。ただし、天災地変、または、その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、保守の必要があるとき、もしくは、当社が業務の遂行上支障がないと認める場合は、この限りではありません。
③不正な手段を用いて当社が基本サービスを提供するために使用する設備に接続する行為
（２）当社の承諾のないサービスの利用行為
①基本サービスを利用して営利目的の活動をする、またはしようとする行為
②ＩＤ、パスワードおよび加入者回線等番号を不正使用する行為

③基本サービスを第三者が利用できる状態にする、またはそのおそれのある行為。ただし、当社サービスに供する場合、以下に定める当社サービスに供する場合、もしくは、利用開始日より事前に、加入者から当社に対して申し出があり、当社がその申し出を特に認める場合は、この限りではありません。なお、第三者が基本サービスを利用する場合、加入者は当該第三者に対して本約款等に定める義務を課し、当該第三者が義務に違反した場合は、加入者がその責任を負うものとします。

当社サービス名称
イッツコム かんたんWi-Fi
無線LAN利用したIP網接続サービス

（３）ソフトウェア、コンテンツおよびデータの不正使用

①ソフトウェアおよびコンテンツを改変し、またはリバースエンジニアリング（主にソフトウェアの内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します。）、逆コンパイル、逆アセンブルその他これらに類する行為、またはそのおそれのある行為

②ソフトウェアおよびコンテンツの全部または一部を複製、翻案、翻訳もしくは編集その他の変更を加える行為、またはそのおそれのある行為

③ソフトウェアおよびコンテンツの全部または一部を、有償、無償を問わず公衆送信、頒布、譲渡、貸与その他利用する、またはそのおそれのある行為

（４）違法・有害情報に関する行為

①当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為

②当社および第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為

③当社および第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社および第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為

④詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為

⑤わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為

⑥薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為

⑦販売または頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為

⑧貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為

⑨無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為

⑩当社の設備等に蓄積された情報を不正に書き換え、消去する、またはそのおそれのある行為

⑪第三者になりすまして基本サービスを利用する行為

⑫ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信、掲載する、またはそのおそれのある行為

⑬無断で当社および第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上当社および第三者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為

⑭第三者の設備等または基本サービスに用いる設備等の利用、もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為

⑮基本サービスの提供に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為

⑯違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為

⑰違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請け負い、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含みます。）する行為
⑱人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
⑲人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
⑳その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
㉑犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
㉒その他、公序良俗に違反し、または当社および第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為

（５）その他
①その他、基本サービスの運営を妨げるなど、当社が不適当と判断する行為
②その他、法令に違反し、またはそのおそれのある行為

第 35 条（情報の削除等）

当社は、加入者による基本サービスの利用が前条（禁止事項）各号に該当する場合、当該利用に関し、第三者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で基本サービスの運営上不適当と当社が判断したときは、当該加入者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

（１）前条（禁止事項）各号に該当する行為をやめるように要求します
（２）第三者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します
（３）加入者に対して、表示した情報の削除を要求します
（４）事前に通知することなく、加入者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または第三者が閲覧できない状態に置きます

２．前項の措置は加入者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

第 36 条（著作権等）

基本サービスに関する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の権利を含む一切の権利は、当社および関係する権利保有者に帰属するものとします。加入者は、基本サービスのコンテンツを当社に無断で、複製、改変、蓄積、転送等をすることはできないものとします。

第 37 条（損害賠償の免責および特約事項）

当社が、第 18 条（通信速度）、第 20 条（通信利用の制限）、第 21 条（通信の利用を制限する措置）および第 22 条（国際通話および国際ローミングの利用を制限する措置）の規定により、基本サービスの提供を制限したことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

２．加入者が、第 11 条（加入者の維持責任）第１項、第 33 条（機密保持）第１項、第 34 条（禁止事項）および前条（著作権等）について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。

３．当社は、電気通信設備の設置、修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている内容等が変化または消失したことにより、加入者または第三者に対し損害を与えた場合、その損害を賠償しないものとします。

４．当社は、基本サービス約款等の変更により端末設備または自営電気通信設備の改造または変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改

造等に要する費用については負担しないものとします。
５．当社は、加入者が基本サービスを利用することにより得た情報等（コンピュータプログラムを含みます。）について何等の責任も負わないものとします。また、これらの情報等に起因して生じた一切の損害に対しても、何等の責任を負わないものとします。
６．当社は、電波状態に起因し、基本サービスの利用により送受信された情報等が破損または滅失したとしても、一切責任を負わないものとします。

付則
（１）当社は特に必要があるときには、基本サービス約款に特約を付することができるものとします。
（２）基本サービス約款は、2026 年４月１日より施行します。